

2022（令和4）年8月5日

総合文化研究科・教養学部

学生のみなさま

学生保護者のみなさま

教職員のみなさま

総合文化研究科長・教養学部長

森山 工

今般、ある一人の前期課程学生から、新型コロナウイルス罹患によって授業を欠席したにもかかわらず、コロナ欠席としての救済措置を受けることができず、当該授業科目の単位を修得し損なったという主張がありました。当該学生は、この主張を新聞（東京新聞）や記者会見において一方的に提起しています。

教養学部としては、当該学生のこの自己認識と主張が誤ったものであることを先方に説明してきましたが、にもかかわらず当該学生は、上記のような一方的な措置に及びました。

教養学部では、一方的な主張のみを採用して本件を記事とした東京新聞に別紙のような強い抗議をおこない、訂正と謝罪を公式に求めたところでした。ついては、この抗議文をここに開示いたしますので、教養学部としての立場についてご理解をくださいますようお願いいたします。

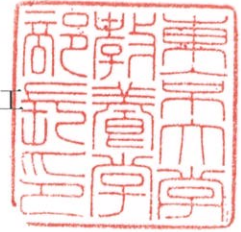
学生のみなさま、学生保護者のみなさま、教職員のみなさまにおかれましては、教養学部としての事実把握と論拠をご理解いただき、どうか冷静な対応をおとりくださいますようお願いいたします。

2022（令和4）年8月5日

東京新聞特別報道部長 殿

貴紙における事実にもとづかない報道に対する抗議文

東京大学教養学部長 森山 工



2022年8月1日の貴紙において「感染し単位不認定 東大生留年危機」という見出しのもとに掲載された記事は、事実を正確に反映しておらず、貴紙に訴えた一方の言い分のみを依拠して書かれたものであり、ジャーナリズムとしてあるべき取材の適正性、事態の全体を視野に入れた上での記事の公平性・公正性に大幅に悖るものであって、弊学部は貴紙ならびに当該記事執筆者に対して、ここに公式の抗議を申し入れるものです。

まず確認しておくべきなのは、弊学部における新型コロナウイルス感染への対応一般と、特定の学生が特定の授業科目の単位を修得し損ねて留年を余儀なくされるというのとは、まったく相互に無関係な事象であるということです。にもかかわらず、貴紙の報道ではあたかもこの二つがリンクしているかのよう読者に対して印象づけられています。今回問題となっている事案は、後者、すなわち特定の学生が特定の授業科目の単位を修得できなかったという事案です。以下ではこの点に絞ってご説明し、抗議を申し入れます。

第一に本件は、コロナに罹患して授業を欠席した学生が、それにもかかわらず救済措置を受けることができず、結果的に当該授業科目の単位を修得できなかったという事象ではありません。当該授業科目では、コロナ罹患であろうとなかろうと、体調不良等によって授業を欠席する場合には、授業当日の11:00までに所定の連絡フォーム（「欠席申請書フォーム」）からその旨を教員に連絡する仕組みを構築し、当該授業科目のウェブサイトで受講生に周知していました。

また、コロナ罹患であろうとなかろうと、体調不良等のやむをえない理由により欠席する場合の手続きについては、受講生全員が必ず確認する冊子、「実験補遺」に明記されています。さらに、同様の説明は、4月19日に受講生に配布されたガイダンス資料においてもなされています。

当該学生はガイダンスに出席し、履修にあたってこれらの指示にしたがいつつ、出席登録や課題の確認・提出などをITC-LMS（学修管理システム）上で行っていることが確認されています。したがって当該学生が、欠席する場合の手続きについて知りえなかったとは考えられません。にもかかわらず、当該学生は5月17日の授業を欠席申請なく欠席し、それから1週間以上を経た5月25日になって「コロナ欠席」を申し出てきたものです。また、当該学生が「所定の手続きは知っていたが、症状が重篤でそれができなかった」と主張するとするならば、当該学生が5月17日夕刻にITC-LMSにアクセスしていることが確認されていますので、所定の手続きを取れないほど重篤であったとは認めがたいと考えています。

したがって本件は、「コロナ欠席」が問題なのではなく、コロナ欠席であろうとなかろうと、

欠席する場合の所定の手続きを踏まなかったことが問題なのです。「欠席申請書フォーム」から定められたとおりに欠席申請をしていれば、当然のことながら代替措置（当該回授業の補講ならびに課題の提出と評価）が実施されていたはずのものです。

第二に、この点は当該学生の個人情報にかかわることですので詳述は避けませんが、当該授業科目不可の原因がこの5月17日の欠席にあるというのはあくまでも本人の心証・主観であることを申し伝えます。当方が把握している各授業回への出欠状況、出席した授業回に提出した課題の内容と評価などに照らして、5月17日の欠席が当該授業科目不可の原因であるというのことは事実ではないことをお伝えします。

第三に、当該授業科目が、16人からなる教員の集団指導体制によって運営されていることにも注意を促したいと思います。学生との連絡窓口となっていた教員は指名されていましたが、各授業回の課題の評価や最終的な成績評価などにあたっては、16人の教員団が集団的に対応しており、そこに特定の教員個人の恣意が入り込む余地はそもそもなかったことをお伝えします。

以上のような諸々の事態をまったく把握することなく、一方の言い分のみを依拠して、これを「感染し単位不認定」という見出しのもとに報ずることは、きわめて杜撰な事実誤認であり、事実確認の欠如であるにほかなりません。したがって、弊学部としては貴紙ならびに当該記事執筆者に対して強く抗議します。

については、貴紙上での記事の訂正と謝罪を要求しますので、ご対応方よろしく願いいたします。